

十勝川水系十勝川

1. 対象区間

種別	河川名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹川	十勝川	0.0	99.6	99.6
支川	浦幌十勝川	0.0	10.6	10.6
支川	浦幌川	0.0	1.5	1.5
支川	下頃辺川	0.0	13.2	13.2
支川	浦幌十勝導水路	0.0	1.2	1.2
支川	牛首別川	0.0	7.8	7.8
支川	利別川	0.0	42.8	42.8
支川	十弗川	0.0	2.3	2.3
支川	猿別川	0.0	4.7	4.7
支川	途別川	0.0	3.2	3.2
支川	士幌川	0.0	1.5	1.5
支川	札内川	0.0	45.7	45.7
支川	戸蔦別川	0.0	1.0	1.0
支川	帯広川	0.0	2.5	2.5
支川	音更川	0.0	29.9	29.9
支川	然別川	0.0	0.9	0.9
計				268.4

2. 規制の方針

1) 十勝川

KP0.0～KP72.0は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

〔理由〕

十勝川の河川改修は流下能力不足を解消するため計画的に河道掘削を実施しており、第18次計画期間中は、十勝川中下流区間の治水安全度

を向上させるための河道掘削を実施する計画となっている。掘削土は堤防整備等で利用するが、それ以外の砂利等については砂利採取が可能である。また、河道維持のための掘削が必要な箇所は砂利採取にて対応するため KP0.0～KP72.0 は規制区間とする。

十勝川 KP72.0～KP99.6 については下流の掘削を優先するため、禁止区間とする。

2) 利別川

全区間を規制区間とする。

〔理由〕

利別川の河川改修は流下能力不足を解消するため計画的に河道掘削を実施しており、第 18 次計画期間中は、利別川中上流区間の治水安全度を向上させるための河道掘削を実施する計画となっている。

掘削土は堤防整備等で利用するが、それ以外の砂利等については砂利採取が可能である。また、河道維持のための掘削が必要な箇所は砂利採取にて対応するため規制区間とする。

3) 浦幌十勝川、浦幌川

全区間を規制区間とする。

〔理由〕

第 18 次計画期間中は、流下能力を確保するための河道掘削を実施する計画となっていないが、河川管理上支障とならない箇所に関しては砂利採取が可能である。また、河道維持のための掘削が必要な箇所は砂利採取にて対応するため規制区間とする。

4) 音更川、土幌川

全区間を規制区間とする。

〔理由〕

第 18 次計画期間中は、流下能力を確保するための河道掘削を実施する計画となっていないが、河川管理上支障とならない箇所に関しては砂

利採取が可能である。また、河道維持のための掘削が必要な箇所は砂利採取にて対応するため規制区間とする。

5) 札内川、戸蔦別川

札内川 KP0.0～KP7.0 は規制区間とする。

札内川 KP7.0～KP45.7 及び、戸蔦別川は禁止区間とする。

[理由]

札内川 KP0.0～KP7.0 について、第 18 次計画期間中は、流下能力を確保するための河道掘削を実施する計画となっていないが、河道維持のための掘削が必要な箇所は砂利採取にて対応するため規制区間とする。

また、札内川 KP7.0～KP45.7 及び戸蔦別川については自然再生事業対象区間のため、継続して禁止区間とする。

6) 下頃辺川

全区間を禁止区間とする。

[理由]

第 18 次計画期間中に河道掘削を実施する予定はなく、下頃辺川では河道管理に必要な保安距離を確保することが難しいため、継続して禁止区間とする。

7) 途別川

全区間を禁止区間とする。

[理由]

途別川の河川改修は流下能力不足を解消するために河道掘削を予定しており、第 18 次計画期間中は、途別川の治水安全度を向上させるための河道掘削を実施する計画となっているが、途別川では河道管理に必要な保安距離を確保することが難しいため、継続して禁止区間とする。

8) 浦幌十勝導水路、牛首別川、十弗川、帯広川、然別川、猿別川

全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

第 18 次計画期間中に河道掘削を実施する予定はなく、河道管理に必要な保安距離を確保することが難しいため、継続して禁止区間とする。

第18次規制計画

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間 (m)						掘削基準河床及 掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	浦幌十勝 導水路	規制	禁止	0.0	1.2	1.2	—	—	—	—	—	—	—	採取可能な砂利等なし
支川	牛首別川	規制	禁止	0.0	7.8	7.8	—	—	—	—	—	—	—	採取可能な砂利等なし
支川	利別川	規制	規制	0.0	42.8	42.8	30m	20m	150m	上流 150m 下流 150m	上流 150m 下流 150m	—	平水位	河川管理上支障のない範囲 で採取可能
支川	十弗川	規制	禁止	0.0	2.3	2.3	—	—	—	—	—	—	—	採取可能な砂利等なし
支川	猿別川	規制	禁止	0.0	4.7	4.7	—	—	—	—	—	—	—	採取可能な砂利等なし
支川	途別川	規制	禁止	0.0	3.2	3.2	—	—	—	—	—	—	—	河川管理上支障となる
支川	士幌川	規制	規制	0.0	1.5	1.5	20m	10m	100m	上流 100m 下流 100m	上流 100m 下流 100m	—	平水位	河川管理上支障のない範囲 で採取可能

4. 年次計画

種別	河川名	起点 km	終点 km	延長 km	掘削可能量 千m3	採取可能量 千m3	年次計画	令和 7年	令和 8年	令和 9年	備考
幹川	十勝川	0.0	29.0	29.0	5,529.0	5,529.0	許可又は許可の予定量	1,843.0	1,843.0	1,843.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1,843.0	1,843.0	1,843.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
幹川	十勝川	29.0	45.0	16.0	4,596.0	4,596.0	許可又は許可の予定量	1,532.0	1,532.0	1,532.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1,532.0	1,532.0	1,532.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
幹川	十勝川	45.0	72.0	27.0	3,754.0	3,754.0	許可又は許可の予定量	1,251.0	1,251.0	1,252.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	1,251.0	1,251.0	1,252.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	浦幌十勝川	0.0	10.6	10.6	200.0	200.0	許可又は許可の予定量	67.0	67.0	66.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	67.0	67.0	66.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	浦幌川	0.0	1.5	1.5	134.0	134.0	許可又は許可の予定量	45.0	45.0	44.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	45.0	45.0	44.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	利別川	0.0	42.8	42.8	7,355.0	7,355.0	許可又は許可の予定量	2,460.0	2,460.0	2,435.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	2,460.0	2,460.0	2,435.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	士幌川	0.0	1.5	1.5	9.6	9.6	許可又は許可の予定量	3.5	3.5	2.6	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	3.5	3.5	2.6	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	

※年度別の許可予定量は、河川管理者や漁業関係者等の関係団体と事前に調整を図ることにより、採取可能量の範囲内で増量できるものとする。

十勝川水系十勝川 十勝ダム・札内川ダム

1. 対象区間

種別	河川名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹川	十勝川(十勝ダム)	116.8	130.3	13.5
支川	札内川(札内川ダム)	58.6	65.8	7.2
計				20.7

2. 規制の方針

1) 十勝ダム(十勝川)

全区間を規制区間とする。

[理由]

第18次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっていないが、ダム管理上支障とならない箇所に関しては、貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため規制区間とする。

2) 札内川ダム(札内川)

全区間を規制区間とする。

[理由]

第18次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっていないが、ダム管理上支障とならない箇所に関しては、貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため規制区間とする。

